

**競技会における広告および**

**展示物に関する規程**

# 競技会における広告および展示物に関する規程

(2023年4月修改正)

2019年11月23日にWA広告規程として以下のC7.1～5が公開された。

C7.1 - Marketing and Advertising Rules

C7.2 - Marketing and Advertising Regulations Clothing & Accessories (International Competitions 1.1(a), 1.3 & 1.4)

C7.3 - Marketing and Advertising Regulations Events (International Competitions 1.1(a), 1.3 & 1.4)

C7.4 - Marketing and Advertising Regulations Clothing & Accessories (International Competitions 1.5 & 1.9)

C7.5 - Marketing and Advertising Regulations Events (International Competitions 1.5 & 1.9)

このうちC7.2～3は国際大会(国別対抗)用の規程であるため割愛し、本規程はWA広告規程C7.1およびC7.4～5に記載されているものを日本語訳したもので、国際大会での使用を基本とする。本規程を国内大会で使用する場合、[国内]-本連盟独自に追加したもの-を適用し、さらにWAをJAAFあるいは大会主催者に読み替えて使用する必要がある。

## WA広告規程(2019年11月23日)

### 定義

次に太文字で表記する用語は、本規程の目的のために以下の特定の意味をもつ。

### 広告

販売促進の性質をもつあらゆる広告および展示物。

## 広告ボード

競技会会場に設置される静的、固定式、電子式、回転式、ヴァーチャル、その他を問わず、広告用またはその他の識別表示用に適した外観で、境界（周辺）ボード、インフィールドボードも含む。

## 適用法

すべての法律および法的規制（開催国の法律および競技者の母国の法律を含む）、ならびに安全や衛生に関する法律および放送局によって制定された、または放送局に適用されるあらゆる法的規制。

## 競技者

Generally Applicable Definitions（定義）で定義されている通り。アスリート。

## アスリートキット

競技用の衣類（トップス、ベスト、パンツ、レギンスなど）、ウォームアップ用の衣類、セレモニーキット（トラックスーツ、Tシャツ、スウェットシャツ、スウェットパンツ、レインジャケット）、および競技会にて競技者が着用するあらゆるその他のキットや衣服など。

## アスリートスポンサー

競技者に関して商業的権利を許諾された、あるいは取得した会社。

## ベット

WA Book of Rules D4.2 Manipulation of Sports Competition Rules（スポーツ競技規則の操作に係る規則）で定義されている通り。賭け事。

## 賭博行為

賭博の申し入れ、受け入れ、または賭けをする行為には、合法的な賭けオペレーターや違法な賭けオペレーターによって提供される固定およびランニングオッズ、トータライザー / トートゲーム、ライブベッティング、ベッティングエクスチェンジ、スプレッドベッティング、ピアツーピアベッティングおよびその他のゲームなど、一般にスポーツベッティングと呼ばれるアクティビティが含まれるが、これらに限定されない。

## ビブス

競技会中に競技者が身に着ける識別カード（国名、名前や番号で識

別)。

### 招集所

競技前、競技エリアに入る直前に競技者が集合する競技会会場にある部屋。

### 競技者係

競技前に招集所ですべての競技者の衣類や携行品を競技規則に基づいて確認する1名以上の競技役員。

### 招集所審判長

招集所に関して競技規則に従って任命された1名以上の審判長。

### 競技会

競技者が参加し、競技する陸上競技会（いろいろな形式・種目で）。

### 競技会役員

競技規則に従って大会主催者により任命された役員およびその代表。

### 憲章

Generally Applicable Definitions（定義）で定義されている通り。

### 大会

国際競技会の定義で規定されている1.5、1.9に基づいて開催される競技会。

### 大会ロゴ

大会のシンボル、デザイン、その他の図案化された表示、および（または）大会の公式名（ウェブサイトのアドレスとソーシャルメディア上の肩書を含む）（該当する場合は、関連する大会の正式名称に企業のタイトルスポンサー名を含む）。

### 大会主催者

競技運営に責任があり、適切なWAのラベルまたは許可を与えられた主催者。

### 競技会会場

すべての競技場内競技の場合、大会主催者の管理下にあるスタジアム内およびスタジアムに直接隣接するエリア（屋内または屋外）。すべての競技場外競技の場合、大会主催者の管理下にあるコースまたはルート。

## **大会スポンサー**

地域または国レベルの競技会に関して地域ベースの商業的権利を獲得および与えられた会社で、タイトルスポンサー、大会サポーター、大会サプライヤー、公的機関を含む。

## **大会名**

大会の公式タイトル（タイトルスポンサー名を含む）。

## **競技エリア (FOP)**

競技者が競技を行う場所（競技場外の競技ではコースも含む）および競技者が表彰を受ける場合は、待機場所、ミックスゾーン、報道エリア、表彰台およびビクトリーランエリアも含まれる。フィールド・オブ・プレイ。

## **賭け事**

カジノ、オンライン、賭博店でプレイされる種類のゲーム（ポーカー、ビンゴ、バックギャモン、ルーレット、バカラ、ブラックジャック、ケノ、スロットマシン、サイコロを含むが、これらに限定されない）。

## **規程**

Generally Applicable Definitions（定義）で定義されている通り。

## **規則**

Generally Applicable Definitions（定義）で定義されている通り。

## **インフィールドボード**

競技会会場でトラックの内側に設置される広告ボード。

## **国際競技会**

Generally Applicable Definitions（定義）で定義されている通り。

## **ジュリー**

競技規則の下で設置された抗議対応の陪審員。

## **ロゴ**

シンボル、デザインまたはその他の図案化された表示、スローガン、会社名（ウェブサイトやソーシャルメディア上の肩書を含む）、製品名あるいは競技会名。

## **マーケティング**

広告、宣伝、報道、契約、推奨、販売促進、後援、または出版物を含むがこれらに限定されない製品またはサービスの販売および販売促進活動。

## 境界（周辺）ボード

競技会会場のトラックの外側の1列目2列目、ウォームアップトラックまたはその近く、または競技場以外で開催される大会または競技会のコースに沿って配置される広告ボード。

## プレゼンテーションビブス

表彰式で表彰台に上がる競技者が身に着ける色付きのビブス。

## プロバイダー

競技会の企画、開催に必要なあらゆる製品またはサービス（以下に例示）を競技者、競技役員あるいは競技会に製造または供給することを主な事業とするすべての会社。例えば、飲料、コピー機、車両、計時、計測、コンピューター（ハードウェア / ソフトウェア）、通信、ホームエレクトロニクス（テレビ / オーディオ / ビデオ / 放送設備）など。あるいは大会主催者によって認められたあらゆる製品またはサービスを競技者、競技役員あるいは競技会に供給するすべての会社。

## 審判長

競技規則に従って任命された審判長。

## タイトルスポンサー

関連する大会の公式名に組み込まれている大会のタイトルスポンサーになっている大会スポンサー。

## 商標

すべての登録済みおよび未登録の商標、サービスマーク、トレードドレス、および、産地、提携、認証または承認のその他の標識、商号、エンブレム、ロゴ、企業名、スローガンおよび商用シンボル、キャッチフレーズ、スローガン、タグライン、そのためのすべてのアプリケーション、および関連するすべての営業権。

本規程で定義されていない太字の用語は、関連する規則または規程に記載されているものと同じ意味を持つ。

## Book C – C7.1

### 1. マーケティングおよび広告規程

- 1.1 この規程は国際競技会の定義で規定されている 1.1a、1.3、1.4、1.5 および 1.9 の大会に適用する。地域陸連は 1.6、1.7、1.8 および 1.10 の競技会に適用するマーケティングおよび広告規程を独自に作成し発表することができる。それらが無い場合には、競技規則に基づき WA に認められた適用可能な規程を適用する。

#### 1.1 項に関する注意

地域陸連がこの競技規則に基づきカウンシルによって認められた規程を適用することを選択する場合、地域陸連は内部承認の過程に従って同意を求めなければならない。地域陸連が独自のマーケティングおよび広告の規則と規程を作成するか、この競技規則およびそれに準じて発行される規程が適用されるかに関係なく、WA ではなく地域陸連が、規程の適用と施行に責任を負う。国際競技会の定義で規定されている 1.3、1.4、1.5、および 1.9 の大会の場合、WA ではなく大会主催者が、規程の適用と施行に責任を負う。

〔国内〕 本規程は、以下の(i)から(v)の競技会に適用される。

- (i) 本連盟主催・共催競技会
  - (ii) 本連盟後援競技会
  - (iii) テレビ放映またはインターネット等によって不特定多数に送信される競技会
  - (iv) アスリートビブス広告協賛を付した競技会
  - (v) その他大会要項において本規程の適用を定めている競技会
- 1.2 宣伝目的のあるマーケティングおよび広告の表示は、国際競技会の定義で指定されているすべての競技会で許可される。ただし、そのような広告および表示は、これらの規則の条件およびそれらの下で示されるすべての規程に準拠している必要がある。
- 1.3 カウンシルは、広告の形式、および本規則に基づいて実施される国際競技会での宣伝またはその他の資料の表示方法に関する詳細なガイダンスを提供する規程を随時承認する。本規

程は、少なくとも次の原則に従うものとする。

- 1.3.1 総則：WAの見解において、品格に欠ける、目障りとなる、侮辱的、中傷的、その他公序良俗に反するマーケティングは、国際競技会の趣旨を考慮して、禁止されている。
- 1.3.2 アルコール飲料：アルコール飲料のマーケティングは次のものが許可される。
  - (a) 関連する法律に準拠しているもの
  - (b) アルコール含有量が20%未満のアルコール飲料
- 1.3.3 たばこおよびたばこ関連製品：たばこまたはたばこ関連製品および電子たばこ(e-shishaまたは e-hookahを含む)または電子たばこ関連製品(リフィルなど)のマーケティングは禁止されている。
- 1.3.4 武器および兵器：武器および兵器（それらの製造会社を含む）のマーケティングは禁止されている。
- 1.3.5 政治的/宗教的マーケティング：政治的（例：政党、政治団体、政治運動、政治的概念・主義主張あるいはその他政治目的を推進する宣伝）および宗教的（例：宗教、宗教活動、宗教的概念・主義主張あるいはその他宗教目的を推進する宣伝）のマーケティングは禁止されている。
- 1.3.6 すべてのマーケティングおよび広告は、適用される法令と安全上の規則を守らなければならない。
- 1.3.7 [国内] 行政指導  
道路を使用する競技会における広告および展示物は、道路管理者、警察の指導ならびに自治体の屋外広告物条例の範囲内で認められる。従って大会主催者は事前に道路占用許可および道路使用許可等の必要な許可を得なければならない。
- 1.4 カウンシルはいつでも本規則に基づく規程を修正することができる。
 

[国内] 本規程は発効時期を含め理事会の議決を必要とする。ただし、WA規程改定に伴う改定の場合はその限りではない。



## Book C – C7.4

### マーケティングおよび広告規程（国際競技会1.5、1.9適用）

#### 衣類とアクセサリ

##### 1. 定義

冒頭に記載してあるものを参照

##### 2. 初めに

- 2.1 本規程は、憲章第4.1条(d)、47.2条(d)および国際競技規則におけるマーケティングおよび広告規程に従って作成され、2019年11月23日から有効になる。
- 2.2 国際競技規則におけるマーケティングおよび広告規程に従って、本規程は、WAカウンシルにより随時改正される場合がある。規程に加えられた改正は後続版に含まれ、そのような変更がカウンシルによって承認された日から有効になる。
- 2.3 WAは、憲章第4.1条(d)に従い、規則と規程の進展と、それらが施行される司法制度を通じてスポーツとしての陸上競技を規制する。WAは、国際競技会を創設し、管理、統制、監督することを義務付けられている（憲章第4.1条(c)）
- 2.4 本規程は、競技者、競技者スポンサー、大会スポンサー、スチールカメラマンとカメラクルー、プロバイダー関係者、大会主催者（ボランティアを含む）の、またはこれらの人々による、またはこれらの人々に関連するマーケティングを、国際競技会の定義で規定されている1.5および1.9に該当する大会に関連する競技会会場で管理する。
- 2.5 本規程は、WA競技規則とWA規程と併せて読む必要がある。
- 2.6 以下の間に不一致があった場合、
  - 2.6.1 本規程および規則では、規則の関連条項が適用される。
  - 2.6.2 本規程と憲章では、憲章の関連条項が適用される。

##### 3. 総則

- 3.1 競技会会場でのマーケティングはすべて、規則と規程、本規程、WAによって発行された適用可能なガイドライン、およびすべての適用法に準拠する必要がある。

- 3.2 (a)競技者、(b)大会スポンサー、または(c)スチールカメラマンとカメラクルー、(d)本規程に記載されているプロバイダーのスタッフおよびその他の人物、または彼らに関連するマーケティングは、すべて競技会会場で、本規程に従っている必要があり、逆に（競技エリアを含む）競技会の技術的運営に悪影響を与えてはならない。
- 3.3 本規程で明示的に許可されているか、大会主催者によって承認されている場合を除き、広告、ロゴ、またはその他のブランド表示が付いたアイテムは、競技者、競技役員、大会スポンサー、スチールカメラマン、カメラクルー、プロバイダー、または本規程に記載されている人物によって、または大会を支援しているその他の人物によって、競技会会場に表示、持ち込み、着用、または配置することはできない。
- 3.4 大会ロゴと大会マスコットは、アスリートキットや競技役員に表示することはできないが、大会ロゴは、11項に従って、スチールカメラマンとカメラクルーのビブスに表示できる。
- 3.5 許可と禁止
- 3.5.1 一般：WAの見解で、品格に欠ける、目障りとなる、侮辱的、中傷的、その他公序良俗に反するマーケティングは、大会の趣旨を考慮して、禁止されている。
- 3.5.2 アルコール飲料：アルコール飲料のマーケティングは次のものが許可される。
- 3.5.2.1 3.1項に準拠しているもの。
- 3.5.2.2 アルコール含有量が20%未満のアルコール飲料。
- 3.5.3 たばこおよびたばこ関連製品：たばこまたはたばこ関連製品および電子たばこ(e-shishaまたはe-hookahを含む)または電子たばこ関連製品(リフィルなど)のマーケティングは禁止されている。
- 3.5.4 武器および兵器：武器および兵器（それらの製造会社を含む）のマーケティングは禁止されている。
- 3.5.5 サプリメント/栄養補助食品：サプリメント/栄養補助食品/製品のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特に承認されていない限り、WAによっ

て禁止されている。

- 3.5.6 エネルギードリンク：エネルギードリンク（刺激物を含む）のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特に承認されていない限り、WAによって禁止されている。
- 3.5.7 スポーツドリンク / 水分補給タブレット：スポーツドリンク / 水分補給タブレットのマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、事前の書面による承認を得て許可される。
- 3.5.8 製薬会社および（または）製品：製薬会社および（または）製薬製品のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特に承認されていない限り、WAによって禁止されている。
- 3.5.9 賭博行為 / 賭け事：賭博行為と関連する製品ならびにサービスのマーケティングは、Athletics Integrity Unit との協議の後、書面で特に承認されていない限り、WAによって禁止されている。
- 3.5.10 宝くじ：国や地方自治体の宝くじのマーケティングは許可される。
- 3.5.11 政治的 / 宗教的マーケティング：政治的（例：政党、政治団体、政治運動、政治的概念・主義主張あるいはその他政治目的を推進する宣伝）および宗教的（例：宗教、宗教活動、宗教的概念・主義主張あるいはその他宗教目的を推進する宣伝）なマーケティングは禁止されている。

#### 4. アスリートスポンサー

- 4.1 競技者がアスリートキットにアスリートスポンサーロゴを表示したい場合、競技者は、本規程に定められた要件が満たされている場合に限り、表示することができる。誤解を避けるために記すが、大会主催者の書面による承認がない限り、競技者は、後援する大会スポンサーのカテゴリと競合するアスリートスポンサーロゴを競技会会場で表示することはできない。

[注意] 合計で最大2つの異なるアスリートスポンサー名/ロゴを、アスリートキット、および許可されている場合は個人の所有物やアクセサリーに表示することができる。同じスポンサー名/ロゴをキット、個人の所有物、アクセサリーのすべてのアイテムに表示しなければならない。

[国内] アスリートスポンサー名/ロゴ1つと、所属団体名/ロゴ1つを、アスリートキット、および許可されている場合は個人の所有物やアクセサリーに表示することができる。キット、個人の所有物やアクセサリーに表示する場合は、いずれも同じスポンサー名/ロゴ（所属団体名/ロゴ）でなければならない。

- 4.2 誤解を避けるために記すが、製造会社およびアスリートスポンサーは、アスリートキットまたはその他のアパレル（5.5項参照）および個人の所有物またはアクセサリー（6項参照）のアイテムに、本規程に従って1つのブランド名/ロゴを1回のみ表示できる。同じ名前/ロゴを、アスリートキット、その他のアパレル、個人の所有物、アクセサリーなどに複数回表示することはできない。

#### 4.3 競技会会場で着用するアスリートキット

競技者は本規程に準拠したアスリートキットを常に競技会会場で着用しなければならない（ウォームアップエリアやウォームアップトラックでのウォームアップセッション中、および式典中の競技者を含む）。誤解を避けるために記すが、競技者は、WAによって書面で承認されている場合、競技会会場で加盟国のチームキットを着用できる。

## 5. アスリートキット

### 5.1 キット

5.1.1 本規程で明示的に許可されていないアスリートキットのマーケティングまたはその他の識別表示は固く禁じられており、本規程の違反となる。

5.1.2 以下の名前/ロゴは、（WAによって別段の指定がない限り）さらなるガイダンスで示された配置に従ってアス

リートキットに表示してもよい。

- ・製造会社名 / ロゴ
- ・アスリートスポンサー名 / ロゴ

## 5.2 トップス、ベスト、パンツを含むアスリートキット

### 5.2.1 競技用トップス (ベスト、Tシャツ他)

最大以下の表示が許可される。

- ・製造会社名 / ロゴ 1 カ所 -40 cm<sup>2</sup>, 最大の高さ 5 cm ;
- ・アスリートスポンサー名 / ロゴ 2 カ所 (2つの異なるアスリートスポンサーでなければならない) -40 cm<sup>2</sup>, 最大の高さ 5 cm ;

### 5.2.2 競技用パンツ、タイツ、レギンス他

最大以下の表示が許可される。

- ・製造会社名 / ロゴ 1 カ所 -40 cm<sup>2</sup>, 最大の高さ 5 cm ;
- ・アスリートスポンサー名 / ロゴ 2 カ所 -40 cm<sup>2</sup>, 最大の高さ 5 cm ;

### 5.2.3 レオタード (上半身と下半身を含むワンピース)

最大以下の表示がレオタードの上半身に許可される。

- ・製造会社名 / ロゴ 1 カ所 -40 cm<sup>2</sup>, 最大の高さ 5 cm ;
- ・アスリートスポンサー名 / ロゴ 2 カ所 (2つの異なるアスリートスポンサーでなければならない) -40 cm<sup>2</sup>, 最大の高さ 5 cm ;

### 5.2.4 レオタード (ワンピース - 下半身)

最大以下の表示がレオタードの下半身に許可される。

- ・製造会社名 / ロゴ 1 カ所 -40 cm<sup>2</sup>, 最大の高さ 5 cm ;
- ・アスリートスポンサー名 / ロゴ 2 カ所 -40 cm<sup>2</sup>, 最大の高さ 5 cm ;

### 5.2.5 その他のアスリートキット (上半身)

競技者が着用するセレモニーキット、トラックスーツ、スウェットシャツ、レインジャケットを含む。

最大以下の表示が許可される。

- ・製造会社名 / ロゴ 1 カ所 -40 cm<sup>2</sup>, 最大の高さ 5 cm ;
- ・アスリートスポンサー名 / ロゴ 2 カ所 (2つの異なるアスリートスポンサーでなければならない) -40 cm<sup>2</sup>, 最大

の高さ5cm；

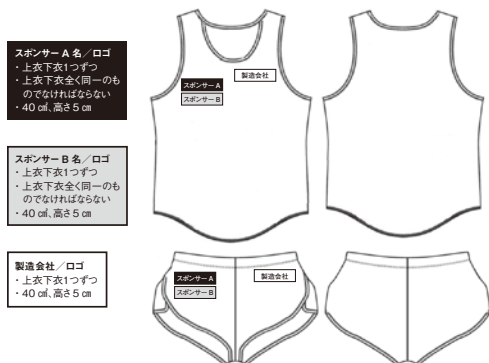
## 5.2.6 その他のアスリートキット（下半身）

競技者が着用するセレモニーキット、トラックスーツ、スウェットパンツを含む。

最大以下の表示が許可される。

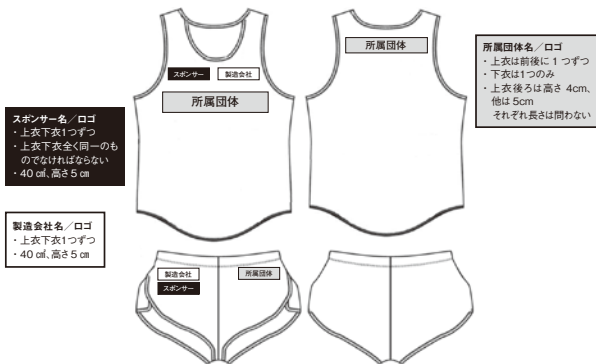
- ・ 製造会社名 / ロゴ 1カ所 -40cm<sup>2</sup>、最大の高さ5cm；
- ・ アスリートスポンサー名 / ロゴ 2カ所（2つの異なるアスリートスポンサーでなければならない） -40cm<sup>2</sup>、最大の高さ5cm；

**国際大会例**（国内大会において、クラブチーム名（登録団体名）を表示しない競技者にも適用）



〔国内〕 所属団体名 / ロゴ、クラブスポンサー名 / ロゴ、アスリートスポンサー名 / ロゴを40cm<sup>2</sup>以内、高さは5cm以内で2つまでベスト、パンツまたはレオタード（上半身・下半身）に表示することができる。

## 国内大会例（クラブチーム・個人用）



- 〔国内〕(i) 所属団体名／ロゴ、所属団体名＋所属団体ロゴの組み合わせいずれか1つ（名前とロゴを切り離して表示することはできず並列して表示しなければならない）。文字およびロゴの高さは5cm以内とするが長さの制限は設けない。ただし、文字が表示されたワッペンをつける場合はワッペンの高さは5cm以内とし、長さの制限は設けない。所属団体名／ロゴは、ベストまたはレオタードの後部にも表示することができる。その文字の高さは4cm以内とし、長さの制限は設けない。
- (ii) 所属団体スポンサー名／ロゴ、所属団体スポンサー名＋所属団体スポンサーロゴの組み合わせあるいはアスリートスポンサー名／ロゴ、アスリートスポンサー名＋アスリートスポンサーロゴの組み合わせのいずれか1つ（名前とロゴを切り離して表示することはできず並列して表示しなければならない）。文字およびロゴの大きさは40cm以内、高さは5cm以内とする。

### 〔国内〕都道府県名／ロゴ

- (i) 都道府県対抗競技会においては、所属する都道府県名／ロゴをベストまたはレオタードの前部および後部にそれぞれ1つずつ表示することができる。また、パンツまたはレオタード（下半身）にも1つ表示するこ

とができる。

- (ii) 加入団体の所在地を示す場合は、クラブ名とは切り離した形で各アスリートキットに1つ表示できる。高さは4cm以内とし、長さの制限は設けない。

### 国内大会例（学校用）



〔国内〕 日本学生陸上競技連合、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟に加盟している学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校の学校名 / マークはベストまたはレオタードの前部および後部にそれぞれ1つずつ、パンツまたはレオタード（下半身）にも1つ、表示できるものとし、大きさに制限は設けない。また、スポンサー名 / ロゴ、スポンサー名 + スポンサーロゴの組み合わせあるいはアスリートスポンサー名 / ロゴ、アスリートスポンサー名 + アスリートスポンサーロゴの組み合わせのいずれか1つを表示できる（名前とロゴを切り離して表示することはできず並列して表示しなければならない）。文字およびロゴの大きさは40cm以内とし、高さは5cm以内とする。

※スポンサー名 / ロゴは製造会社名 / ロゴと同じであってはならない。また、スポンサー名 / ロゴを表示する場合は、各アスリート



キットに同じものを表示する。

### 5.3 装飾的なデザインマーク

アスリートキットの製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、「装飾的なデザインマーク」として以下のうちの1か所に、1回または幅10cm以内の帯状で繰り返して表示できる。ただし、そのような使用が、WAの意見や裁量により、衣服の外観を支配したり、過度に損なったりしない場合に限る。

- ・ パンツまたはレオタードの両袖、両裾の先端
- ・ 両袖の外側の縫い目沿い（Tシャツ、トラックスーツ上衣、他）
- ・ 両脚の外側の縫い目沿い（レオタード、レギンス、他）

#### 帯状での使用が認められている装飾的なデザインマークの例

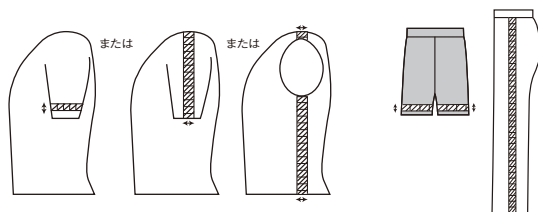
| ADIDAS                                                                            | ASICS                                                                             | MIZUNO                                                                            | NIKE                                                                              | PUMA                                                                              | REEBOK                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |  |

文字を含むため、帯状での使用が認められない

#### 装飾的なデザインマークの例

| ADIDAS                                                                              | ASICS                                                                               | MIZUNO                                                                              | NIKE                                                                                | PUMA                                                                                | REEBOK                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |  |

#### 製造会社の装飾的なデザインマークの例



## 5.4 シューズ

競技者が使用する靴の製造会社名/ロゴのサイズに制限はない。競技者の名前、競技者個人のソーシャルメディアのハッシュタグ（すなわち商用参照のないハッシュタグ）も同様に、サイズや配置の制限なしに表示できる（これには、競技者自身の靴のブランドが含まれる）。

## 5.5 その他のアパレル

競技中に競技者が使用するその他のアパレル（靴下（膝丈の靴下を含む）、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンド、前腕バンドなど）の製造会社名/ロゴは、1つ表示することができる。このような表示の最大の大きさは6cm<sup>2</sup>で、最大の高さは3cmとする。

（注意）メガネ、サングラスは、製造会社名/ロゴを2つまで表示することができる。

〔国内〕 所属団体名/ロゴについては、1つ表示することができる。面積は6cm<sup>2</sup>以内とする。ただし都道府県名/ロゴ、学校名/ロゴ（学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校名/ロゴ）の大きさに制限は設けない。

## 6. 個人の所有物およびアクセサリー

6.1 すべてのタオル（ビーチタオル、バスタオル、ハンドタオル、フェイスタオル）およびブランケットには以下の表示ができる。

6.1.1 製造会社名/ロゴは1つ表示できる。最大の大きさは40cm<sup>2</sup>、最大の高さは5cm；および

6.1.2 アスリートスポンサー名/ロゴは2つ表示できる。最大の大きさは40cm<sup>2</sup>、最大の高さは5cm；あるいは

6.1.3 競技者名/競技者個人のソーシャルメディアのハッシュタグ

6.2 すべてのバッグ（タグとラベルを含む）には以下の表示ができる。

6.2.1 製造会社名/ロゴを表示できる。最大の大きさは40cm<sup>2</sup>、最大の高さは5cm；および

- 6.2.2 アスリートスポンサー名/ロゴは2つ表示できる。最大の大きさは40cm<sup>2</sup>、最大の高さは5cm;あるいは
- 6.2.3 競技者名/競技者個人のソーシャルメディアのハッシュタグ
- [国内] アスリートスポンサー名/ロゴのうち1つを、所属団体名/ロゴまたは学校名/ロゴにすることができる。高さは5cm以内とし、長さの制限は設けない。ただし、学校名/ロゴ(学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校名/ロゴ)の大きさに制限は設けない。
- 6.3 ドリンクの提供者、製造会社、および(または)アスリートスポンサー名/ロゴは、競技者の個人の飲料ボトルに2つ表示できる。ただし、容量が1リットルを超えることはできない。ロゴの最大の大きさは40cm<sup>2</sup>、最大の高さは5cmで、競技者は個人の飲料ボトルを競技エリアに持ち込むことができる。
- 6.4 フィールド競技および混成競技(円盤投、砲丸投、ハンマー投、やり投、棒高跳など)で競技者が使用する道具に表示されるマーケティングに関する規程は、マーケティングおよび広告規程-国際競技会の定義で規定されている1.5および1.9-に記載されている。
- 6.5 競技者は、ビデオレコーダー、ラジオ、CDプレーヤー、無線送信機、携帯電話、ヘッドフォン、カメラ、ボディカメラを競技エリアに持ち込むことはできない。さらに、競技規則で明示的に許可されていない限り、その他のアイテムを競技エリアに持ち込むことはできない。誤解を避けるために記すが、競技者はウォームアップエリアと競技エリアで時計を着用することはできる。
- 6.6 競技者が使用する医療用テープまたは一般的なテープは、無地でも、競技者の名前が付いていても構わない。医療用テープまたは一般的なテープに記載される商品名/ロゴは、大会主催者の書面での承認が必要である。
- 6.7 競技者の随員メンバー(家族、コーチ、競技者代理人など)は、禁止されているアイテム(本規程に準拠していないアイテム

を含む)を競技エリア内の競技者に渡すことはできない。彼らが競技会会場にいる場合、該当する限り、6項に準拠する必要がある。

## 7. ネイル、ボディアート、ヘアデザイン、ジュエリー

7.1 アスリートスポンサー名/ロゴは、以下では表示できない。

7.1.1 タトゥー（恒久的または一時的かを問わず、ヘナ染料または同様の製品の使用を含む）

7.1.2 ヘアデザイン

7.1.3 コンタクトレンズ

7.1.4 ネイルアート

誤解を避けるために記すが、競技者はタトゥー、ヘアデザイン、コンタクトレンズを着用してもよい。

7.2 競技者はジュエリーを身に付けることができる（ボディピアスおよび本規程の6.5項の対象となる時計を含む）。ジュエリー（デザインにジュエリーブランドの名前またはロゴのデザインが含まれているものを含む）の着用は認められている。

## 8. アスリートビブス

8.1 ビブスの最大の大きさは幅24cm×高さ16cmとする。

8.2 競技者識別表示の高さは6cmを超えてはならず、見やすいものとする。

8.3 競技会の種目ごとに最大2つのスポンサーを表示できる。

8.4 競技者識別表示より上の表示の最大の高さは6cmとする。そのような表示は、これが大会主催者によって事前に承認されていれば、1つの大会スポンサー名/ロゴまたはマーケティングデバイスを表示することができる。

8.5 競技者識別表示より下の表示の最大の高さは4cmとする。そのような表示には、大会主催者によって事前に承認されていれば、(a)1つの大会スポンサー名/ロゴまたはマーケティングデバイスまたは(b)大会が開催されている都市または地域を表示できる。

〔国内〕 競技者識別表示より下の表示の最大の高さは4cmとする。

そのような表示には、大会主催者によって事前に承認されていれば、(a)大会名/ロゴ、(b)加盟団体名、(c)大会スポンサー名/ロゴまたはマーケティングデバイス、(d)大会が開催されている都市または地域のいずれかを表示できる。

- 8.6 ビブスは、競技役員が番号（またはその他の競技者識別表示）の視認性を最大限確保できるよう印刷されなければならない。

[国内]

- i 上部の広告は、高さ6cm以内とする。
- ii 下部の広告や大会名等は、高さ4cm以内とする。
- iii 広告を表示しない場合は、空いている余白を競技者識別表示に使用してもよい。

- 8.7 ビブスとビブスの番号（またはその他の競技者識別表示）は、大会中競技エリアで競技を行っている間は、常に見えるようにしなければならない（つまり、折りたたんだり、見えないように隠したりしない）。

- 8.8 種目ごとに異なる大会スポンサーをビブスに表示することができる（例：女子100mと男子やり投など）。

[国内] 駅伝競走においては、アスリートビブスに番号数字の代わりにチーム名（都道府県名、学校名等）、区間を表す文字もしくは競技者の大会登録番号をバランスよく表示することができる。ただし、会社名（チーム名）は表示できないものとする。

## 9. プレゼンテーションビブス

- 9.1 プレゼンテーションビブスは、表彰台に上がる競技者が受賞時のセレモニーキットにとりつける。最大の大きさは幅24cm×高さ16cmとする。
- 9.2 プレゼンテーションビブスは、上部に最大の高さ6cmの大会スポンサー名/ロゴを表示するものとする。大会ロゴは、大会スポンサー名/ロゴの下に表示するものとする。

## 10. 競技役員の衣類

- 10.1 大会スポンサーである衣類の製造会社名 / ロゴは、競技役員の上半身の服と下半身の服にそれぞれ1つずつ表示できる。このような表示は、最大の大きさは40cm、最大の高さが5cmの長方形の形状でなければならない。
- 10.2 大会スポンサーである衣類の製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、「装飾的なデザインマーク」として1回、以下のうちの1か所に、幅10cm以内の帯状で繰り返して表示できる。ただし、そのような使用が、大会主催者の意見や裁量により、衣服の外観を支配したり、過度に損ねたりしない場合に限る。
- ・ 両袖、両裾の先端
  - ・ 両袖の外側の縫い目沿い
  - ・ 両脚の外側の縫い目沿い
- 10.3 大会名 / ロゴ、あるいはその両方が最大5cmの高さで1つ表示できる。タイトルスポンサーがついている大会で大会名を表示する場合は、完全な大会名を表示しなければならない（タイトルスポンサー名に限定した表示をすることはできない）。
- 〔国内〕 大会名 / ロゴを表示できる。大きさに制限は設けない。タイトルスポンサーがついている大会で大会名を表示する場合は、完全な大会名を表示しなければならない（タイトルスポンサー名 / ロゴに限定した表示をすることはできない）。
- 10.4 競技会にタイトルスポンサーがない場合、衣類の製造会社以外の大会スポンサー名 / ロゴが1つ表示できる。
- 〔国内〕 本連盟、地域陸協、加盟団体の名称 / ロゴは1つ表示することができる。

## 11. スチールカメラマン / テレビカメラクルーのビブス

- 11.1 競技場内にアクセスできるスチールカメラマンまたはテレビのカメラクルーメンバーは、大会主催者が提供する公式のビブスを着用する。
- 〔国内〕 本連盟主催大会は専用のビブスとする。

11.2 スチールカメラマンの公式のビブスは次のものが表示される。

11.2.1 最大の高さ 10cmで大会名か大会ロゴ

11.2.2 大会スポンサー名/ロゴは、前面と背面に1つずつ表示できる。そのような表示の最大の高さは、大会主催者と別段の合意がない限り 10cmとする。

11.3 テレビカメラクルーの公式のビブスは次のものが表示される。

11.3.1 最大の高さ 10cmで大会名か大会ロゴ

11.3.2 大会スポンサー名/ロゴかホスト放送局名は、前面と背面に1つずつ、最大の高さは、大会主催者と別段の合意がない限り 10cmで表示できる。

## 12. 競技会会場内の大会スポンサーの衣服

12.1 大会開催中に商品やサービスを提供する大会スポンサーロゴは、競技会会場にいるスタッフの上半身の衣服に表示できる。そのような表示の最大の大きさは 40cm<sup>2</sup>、最大の高さは 5cmとする。

12.2 大会スポンサーの衣服には、大会名と大会ロゴとともに衣料品を提供する大会スポンサー名/ロゴを表示できる。タイトルスポンサー付きの大会または大会スポンサーを提示する大会で、大会名を表示する場合は、大会スポンサー名だけでなく、完全な大会名が表示されなければならない。そのような表示の最大の高さは 4cmとする。

## 13. 競技会会場内のその他の役員

競技会会場内のその他のすべての役員(ボランティア、プロバイダーの要員、組織委員会の職員、競技会会場の要員など)は、大会主催者が提供する公式の大会用衣服を着用するか、ブランドのない衣服を着用しなければならない。

## 14. 指定代理人

大会主催者は、大会での本規程の遵守、管理、解釈、監督を行う権

限と任務を持つ代表者を指名するものとする。

## 15. 一般的な執行

大会主催者の命令に従わなかったり、競技役員が大会主催者の指定代理人の見解で必要とされる実行命令を拒否したりした場合、その人物または競技役員は、規則および（または）本規程に従って制裁の対象となる場合がある。

## 16. 大会での実施

### 招集所

16.1 競技規則に従い、すべての競技者が本規程の5項、6項、7項、および8項を遵守し、競技前に招集所でチェックし確認することが、競技者係の責任である。具体的には、競技者係は、競技者が承認されたアスリートキットを着用し、ビブスが適切に着用されていること、該当する場合、競技者の衣服、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーのマーケティングが規則と本規程を遵守し、許可されていない物品が競技エリアに持ち込まれていないことを確認する。競技者係は、未解決の問題または発生した問題（招集所での抗議や異議を含む）を招集所審判長に照会する。

16.2 アスリートキットに表示されるマーケティングまたはその他の識別表示のサイズ、および許可されている場合、衣服や個人の所有物（競技エリアに持ち込まれる場合）は、大会主催者が指定代理人を通じて着用中または使用できる状態で測定される。

### 16.3 競技者の場合

16.3.1 アスリートキット、ビブス、または許可されている場合は、衣服、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーを持っている、または着用して競技エリアに入ろうとする場合、競技者係 / 大会主催者の指定代理人が本規程に違反していると判断すれば、招集所審判長は、競技者が参加するために競技エ



リアに入ることを許可してはならない。

16.3.2 競技者系の命令に従うことを拒否した場合、競技者係は次の16.4項に従わなければならない。

- 16.4 16.3項に従い、競技者係はそのような事実を招集所審判長に直ちに報告し、可能であれば写真の証拠と詳細（競技者の名前、ビブス番号または名前、違反の内容など）を記録する。招集所審判長は、問題を解決するか、大会主催者の指定代理人に問題を照会することができる。照会に応じて、大会主催者の指定代理人は直ちに本規程の適用を再考および決定する。競技者は、招集所審判長または大会主催者の指定代理人の決定に従わなければならない。
- 16.5 大会主催者の指定代理人は、招集所審判長と連携して招集所で発生する未解決の問題または本規程の適用に関連する問題を決定する。
- 16.6 規則および本規程により、大会主催者によって指定代理人が指名されることで、招集所審判長および競技者系の権限および権力が妨げられたり損なわれたりすることはない。

## **競技エリア**

- 16.7 競技者は、競技のために競技エリアにいる間、本規程を遵守しなければならない。一旦競技エリアに入ったら、競技者は本規程を適用する権限を持つ担当の審判長の責任に帰する。
- 16.8 審判長は、必要に応じて、競技エリアでの本規程の適用に関連する問題やあらゆる問題を決定する際に、大会主催者の指定代理人と協力して取り組む。

## **17. 競技者に対する違反と救済**

### **17.1.1 取り外し、遮蔽、または広告のない衣服の着用**

アスリートキットに該当する、衣服、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーが本規程に準拠していない場合、競技者は、違反しているアイテムを取り除く、隠す、または広告のない服を着用するように指示される場合がある。

### **17.1.2 遵守の拒否**

競技者が競技者係、招集所審判長、または大会主催者の指定代理人（該当する場合）の指示に従うことを拒否した場合、競技者は本規程に基づく制裁の対象となる。

#### 17.1.3 準抛アスリートキットから非準抛アスリートキットへのその後の変更

招集所でのチェックと許可の後に、準抛しているアスリートキット、および許可されている場合、衣服、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーを非準抛のアスリートキットに変更した競技者は、本規程に基づく制裁の対象となる。

#### 17.1.4 非準抛のアスリートキットでの競技エリアへの参加

審判長や大会主催者の指定代理人によって本規程に準抛していないと判断されたアスリートキット、および許可されている場合、衣服、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、ジュエリーで競技に参加する競技者は、本規程に基づく制裁の対象となる。

## 18. 競技者に対する制裁

### 18.1 本規程に違反している、または遵守するように要求されているが、遵守していない競技者は、以下の制裁の対象となる場合がある。

#### 18.1.1 警告を与えられる

#### 18.1.2 競技エリアへの立ち入りを拒否または退去を要求される

#### 18.1.3 競技会での失格

#### 18.1.4 競技結果の無効または

#### 18.1.5 罰金の宣告、または出場料が、関連する大会主催者から競技者に支払われない

### 18.2 19.1 項で言及されている制裁は、関連する審判長によって本規程に準抛していない競技者に科せられる場合がある。

### 18.3 本規程に基づいて科された制裁は、事実と課された制裁の簡単な概要を含め、WAへの写しとともに書面で確認され、そのような制裁が科された直後に当事者に提供される。

### 18.4 競技者に罰金が科せられた場合、罰金は、判決に従い本規程

に違反した競技者が直接支払う。

## **19. 上訴**

### **19.1 大会での提出**

招集所または競技エリアでの本規程に従って行われた決定（課された制裁を含む）は、競技者から上訴できる。このような上訴は、ジュリー（上訴機関）に提出される。この形式の紛争解決手続きは緊急措置であることを意図しているため、最初の決定についての上訴機関による再調査の要求は、不服のある最初の決定の受領後、24時間以内に行う。

### **19.2 大会での決定**

上訴機関は、大会主催者の指定代理人および（または）関連する審判長による書面の報告書を再調査し、上訴機関または上訴当事者から要求された場合、大会主催者の指定代理人および（または）関連する審判長および（または）上訴当事者による口頭での報告も審査する。上訴機関は、要請の受領後、速やかにその決定に到達する。上訴機関は、最初の決定を覆す、変更する、または修正できる。上訴機関は、事実の簡単な概要と結論を含め、書面でその決定を確認し、決定から1週間以内にそのような書面による決定を上訴当事者に提供する。上訴機関の決定は最終的なものであり、かつすべての当事者に拘束力をもつ。

## Book C – C7.5

### マーケティングおよび広告規程（国際競技会1.5、1.9適用）

#### 衣類とアクセサリ以外

#### 1. 定義

冒頭に記載してあるものを参照

#### 2. 初めに

- 2.1 本規程は、憲章第4.1条(d)、47.2条(d)および国際競技規則におけるマーケティングおよび広告規程に従って作成され、2019年11月23日から有効になる。
- 2.2 国際競技規則におけるマーケティングおよび広告規程に従って、本規程は、WAカOUNシルにより随時改正される場合がある。規程に加えられた改正は後続版に含まれ、そのような変更がカOUNシルによって承認された日から有効になる。
- 2.3 WAは、憲章第4.1条(d)に従い、規則と規程の進展と、それらが施行される司法制度を通じてスポーツとしての陸上競技を規制する。WAは、国際競技会を創設し、管理、統制、監督することを義務付けられている（憲章第4.1条(c)）
- 2.4 WAが随時発行する大会関連の規程に別段の定めがない限り、本規程は、本書に記載されている団体、または国際競技会の定義1.5で規定されている、1.9に該当する大会組織または宣伝の参加者、または支援者による競技会会場でのマーケティングの表示、取り込み、配置を決定する。本規程は、国際競技会の定義に該当するその他の大会に適用するために、関連する大会主催者によって適用される場合がある（特定の規程が適用される国際大会の定義で規定されている1.1(a)、1.3および1.4に該当するものを除く）。
- 2.5 本規程は、WA競技規則とWA規程と併せて読む必要がある。
- 2.6 以下の間に不一致があった場合、
  - 2.6.1 本規程および規則では、規則の関連条項が適用される。
  - 2.6.2 本規程と憲章では、憲章の関連条項が適用される。

C7.5

競技会における広告および展示物に関する規程

### 3. 総則

- 3.1 競技会会場でのマーケティングは、
- a) 規則と規程、本規程、WAによって発行された適用可能なガイドライン、および適用されるすべての法律に準拠していなければならない。
  - b) 競技会の高潔性または技術的行為を妨げてはならない（競技エリアを含む）。
  - c) WAS競技会中に観客および放送局のカメラビューを妨害してはならない。ただし、競技会に参加している競技者や競技役員が偶然に引き起こした妨害は除く。
  - d) テレビカメラおよびレールカメラを妨害してはならない。
- 3.2 大会主催者とWAによって承認された本規程で明示的に許可されている場合を除き、広告、ロゴ、またはその他のブランド表示が付いたアイテムは、競技者、チームスタッフ、競技役員、大会主催者、大会スポンサー、スチールカメラマン、カメラクルー、プロバイダー、または本規程に記載されている、または大会の開催や宣伝に参加または支援しているその他の団体によって競技会会場に表示、持ち込み、または配置することはできない。
- 3.3 競技会会場に表示または配置されるマーケティング、広告、および（または）ロゴは、大会主催者の事前承認の対象となる。
- 3.4 本規程で規定されていない、または本規程から逸脱している競技会会場でのマーケティングの追加の機会は、大会主催者とWAの事前の書面による合意によって提供される場合がある。
- 3.5 許可と禁止
- 3.5.1 一般：WAの見解では、品格に欠ける、目障りとなる、侮辱的、中傷的、その他公序良俗に反するマーケティングは、大会の趣旨を考慮して、禁止されている。
  - 3.5.2 アルコール飲料：アルコール飲料のマーケティングは次のものが許可される。
    - 3.5.2.1 3.1項に準拠しているもの。

- 3.5.2.2 アルコール含有量が20%未満のアルコール飲料。
- 3.5.3 たばこおよびたばこ関連製品：たばこまたはたばこ関連製品および電子たばこ（e-shishaまたはe-hookahを含む）または電子たばこ関連製品（リフィルなど）のマーケティングは禁止されている。
- 3.5.4 武器および兵器：武器および兵器（それらの製造会社を含む）のマーケティングは禁止されている。
- 3.5.5 サプリメント/栄養補助食品：サプリメント/栄養補助食品/製品のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特に承認されていない限り、WAによって禁止されている。
- 3.5.6 エネルギードリンク：エネルギードリンク（刺激物を含む）のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特に承認されていない限り、WAによって禁止されている。
- 3.5.7 スポーツドリンク/水分補給タブレット：スポーツドリンク/水分補給タブレットのマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、事前の書面による承認を得て許可される。
- 3.5.8 製薬会社および（または）製品：製薬会社および（または）製薬製品のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特に承認されていない限り、WAによって禁止されている。
- 3.5.9 賭博行為/賭け事：賭博行為/賭け事と関連する製品ならびにサービスのマーケティングは、Athletics Integrity Unitとの協議の後、書面で特に承認されていない限り、WAによって禁止されている。
- 3.5.10 宝くじ：国や地方自治体の宝くじのマーケティングは許可される。
- 3.5.11 政治的/宗教的マーケティング：政治的（例：政党、政治団体、政治運動、政治的概念・主義主張あるいはその他政治目的を推進する宣伝）および宗教的（例：宗教、宗教活動、宗教的概念・主義主張あるいはその他宗教目

的を推進する宣伝)なマーケティングは禁止されている。

- 3.5.12 [国内] 日本実業団連合所属チームの対抗競技会における競技者・所属先応援用旗、幟、幕、小旗などの掲出は、この規則から除外し、大会主催者の指示に従うものとする。

[国内] 学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校が出場する学校対抗競技会における学校名を記載した旗、幟、幕、小旗などの掲出は、この規則から除外し、大会主催者の指示に従うものとする。

#### 3.6 WAのロゴの使用

WA名/ロゴの大会主催者による使用は、大会主催者とWA間の関連付けを暗示、示唆する方法であってはならない。WA名/ロゴは、関連するWAブランドガイドラインに従って使用するものとし、大会スポンサーがWAの商業関連会社であり、WAが事前に書面による承認を与えていない限り、大会スポンサーの名前またはロゴの隣、あるいは一緒に、または共に、使用することはできない。

### 4. すべての大会でのマーケティング

#### 4.1 表彰台

表彰台の前部、上部などに、大会ロゴまたは1つ以上の大会スポンサーロゴが表示できる。そのような表示の最大の高さは、WAと別段の合意がない限り、30cmとする。

#### 4.2 背景

表彰台の背後、ミックスゾーン内や記者会見での背景には、WAのロゴ、大会ロゴ、および(または)1つ以上の大会スポンサーロゴを表示することができる。このような表示の最大の高さは、WAと別段の合意がない限り、30cmとする。

#### 4.3 大会スポンサーのアナウンス

- 4.3.1 競技会の前、進行中または終了後に大会スポンサーについてアナウンスすることができる。そのようなアナウンスはジングルを伴うこともできるが、適切な方法で行わなくてはならず、競技や放送局の報道を妨げてはならな

い。競技会中は大会スポンサーに関するアナウンスは1時間につき最大60秒以内とする。

- 4.3.2 大会スポンサーのアナウンスは放送の録音に影響を与えてはならないため、放送の実況解説およびインタビューの位置の近くに配置された発表システムのスピーカーの音量を適切に調整しなければならない。

#### 4.4 スコアボード/大型映像

- 4.4.1 スコアボードの外側のフレーム（ジャイアントスクリーンとも呼ばれる）は、商業関連会社名である場合を除き、製造会社の広告を一切表示しない。大会スポンサーロゴは、それらの最大の距離はロゴの端と画面の端の間が1.2m以内であることを条件に、外側のフレームに配置できる。

[国内] スコアボード/大型映像の製造会社名/ロゴやスポンサー名/ロゴはスコアボード/大型映像周辺に表示することができる。それらの表示のサイズは1.2m以内とする。

- 4.4.2 音声を伴うかどうかにかかわらず、大会スポンサーの広告（広告枠、コマーシャルなど）は、競技の間のデッドタイムと同様に各セッションの始まる前か終わった後ただちにスコアボードに表示できる。

- 4.4.3 競技会中に大会スポンサーロゴをスコアボードに表示してもよい。

[国内] 音声を伴わない広告は、競技運営の妨げにならないときに30秒以内で表示することができる。

#### 4.5 構築物

スタート、フィニッシュ、表彰式の構築物には次のものを表示できる。

- (i) 大会公式タイトル（最大の高さ1m）
- (ii) 大会ロゴ（最大の高さ50cm）
- (iii) 計時サービスを提供する大会スポンサーロゴを付けた公式計時装置
- (iv) 大会スポンサーロゴ（最大の高さ50cm）



[国内] 発着点に設置が認められたすべてのゲートは、必要な安全基準を満たさなければならない。本規程は、道路を使用する競技会において設置するすべての構築物に適用するものとする。

[国内] 折返し点の構築物への表示は4.5項に準ずるものとする。

#### 4.6 フィニッシュラインテープ

大会スポンサーロゴおよび(または)大会ロゴをフィニッシュラインテープの両側に繰り返し表示することができる。最大の高さは20cmとする。

[国内] 競技会名/ロゴも表示することができる。

[国内] クロスカントリーの大会でも本条項を適用する。

#### 4.7 スペースブランケット

競技者に競技中あるいは競技後に提供されるスペースブランケットの両側に2つの大会スポンサーロゴを表示できる。大きさは40cmで最大の高さは5cmとする。

[国内] 大会主催者が用意する毛布、ガウン、バスタオル、スペースブランケットなどの保温用具に大会名/ロゴ、製造会社名/ロゴ、スポンサー名/ロゴ(複数可)を繰り返し表示することができる。大会名/ロゴの大きさに制限は設けられないが、スポンサー名/ロゴ、製造会社名/ロゴの大きさは40cmとし、高さは5cm以内とする。

[国内] 道路競技で競技者が着用または持ち込むことができる保温用具の製造会社名/ロゴの大きさは4.7項で認められる範囲とする。

#### 4.8 賞品

競技後やフィニッシュライン、または表彰式で競技者に渡される(メダルを除く)賞品には1つ以上の大会スポンサーや大会ロゴを表示できる。それぞれのロゴの最大の高さは5cmとする。

#### 4.9 製品の配置

大会スポンサーの製品は、競技会中にトラック、フィールド内、競技会のコースに沿って、また記者会見場を含む、競技会会場に配置できる。このような配置のサイズ、場所、方法

は、大会主催者が決定する。

## 5. 競技場内競技会でのマーケティング

### 5.1 トラックの表面（メインとサブ）

#### 5.1.1 トラックの表面の製造会社のロゴ

当該大会の大会スポンサーである場合に限り、トラック舗装材の製造会社の平らなロゴを最大2カ所、透過性のある色調で舗装材表面に表示することができる。平面表示の高さは屋外競技場で1m以内、室内競技場で0.5m以内とする。これらの表示はトラックのマーキングを妨げてはならず、競技中に競技者が通過するエリアの外側でなければならない。

#### 5.1.2 競技場名および（または）所在地名および（または）大会ロゴ

競技場名および（または）所在地名および（または）大会ロゴを最大2カ所、透過性のある色調でトラック舗装材表面に表示することができる。ただし、大会ロゴにタイトルスポンサーロゴ名が含まれる場合を除き商業的なロゴが含まれてはならない。それらの表示は、屋外競技場で5m以内、室内競技場では2.5m以内でトラックの色とする。トラックの色を基調に透過性のある色調による表示の陰影をつくるため、トラックのベースカラーは白色で66%まで薄めなければならない。ただし、トラックのマーキングを妨げてはならず、可視性を確保しなければならない。

#### 5.1.3 大会スポンサーロゴ

大会スポンサーロゴを最大2カ所、透過性のある色調で舗装材表面に表示することができる。平面表示の高さは屋外競技場で1m以内、室内競技場で0.5m以内とし、どんな色でもよい。トラックのマーキングを妨げてはならず、競技中に競技者が通過するエリアの外側でなければならない。

#### 5.1.4 WA認証ロゴ

C7.5

競技会における広告および展示物に関する規程

WA認証製品（トラック舗装材）および（または）WA認証施設としてのロゴのどちらかを2カ所または双方を1カ所ずつ、透過性のある色調で舗装材表面に表示することができる。平面表示の幅は屋外競技場で0.5m以内、室内競技場で0.25m以内とするが、トラックのマーキングを妨げてはならず、競技中に競技者が通過するエリアの外側でなければならない。WA認定ロゴは、ライセンス使用の規約の対象となり、関連するWAブランドガイドラインに従って使用されなければならない、WAの商業関連会社でありかつWAが事前に書面で承認していなければ大会スポンサー名および（または）ロゴと併記併載してはならない。

## 5.2 広告ボード / 広告幕

### 5.2.1 総則

- (i) 内容：広告ボードには、ロゴや、大会主催者によって認められた、大会スポンサー、大会、開催地、放送局の、または、常に上記3.5項を条件として、大会主催者が定める第三者などの、その他識別やコンテンツを表示することができる。
- (ii) 両面：広告ボードは、両面に広告を表示できる。
- (iii) LEDテクノロジーが使用されている場合、solusおよび（または）共有 solus設定が許可される。

### 5.2.2 屋外競技場

#### 5.2.2.1 境界（周辺）ボード

- (i) 1段目：境界（周辺）ボードは、100m直線沿いのリバースカメラアングル、カメラブラインド側を含むトラックの外縁から0.30m以上離れた標準位置に設置する。これはメインスタンド側カメラが映せず、バックスタンド側などに設置されたりバースカメラアングルのカメラが映せるホームストレート沿い外周に設置したボードを含む。それらは一定の高さで1列とする。トラックボードのすぐ後ろの2列目は認められていない。

- (ii) 2段目：境界（周辺）ボードには2段目が認められる。それらは一定の高さとする。
- (iii) 大きさ：境界（周辺）ボードの大きさは最大の高さ1.2mとする。

#### 5.2.2.2 100mスタート後方の境界（周辺）ボード

- (i) 境界（周辺）ボードまたは背景を100m（110mH）のスタート後方に1枚置くことができるが、地面に設置しても、地面から0.5mかさ上げして設置してもよい。100mのスタート後方の境界（周辺）ボードには、1つ以上の大会スポンサーロゴを表示できる。
- (ii) 100mスタート後方の境界（周辺）ボードおよび背景の最大の高さは2.5mで幅はトラックの幅とする。

#### 5.2.2.3 インフィールドボード

- (i) 位置：インフィールドボードを設置する場合、インフィールドのいずれの箇所であっても内側の縁から0.50m以上離して設置する。
- (ii) 総計：インフィールドボードの最大の長さは総計120mまで認められる。
- (iii) 大きさ：インフィールドボードは最大長さ3m×高さ0.50mとする。インフィールドボードは無表示の支柱や台座を使って最大0.10mかさ上げして設置できる。地面から上部までの最大の高さは0.60mとする。

#### [国内] 広告幕

- (i) 位置：広告幕は壁面やフェンスに設置することができる。
- (ii) 段：広告幕は1段に制限される。しかし、競技場内の恒久的構造物に取りつけるものであれば、追加の広告段の設置が認められる。
- (iii) 大きさ：広告幕の大きさは原則として幅6m×高さ1mとするが、最大幅12m×高さ1.8m以内までは認められる。

- (iv) 素材：広告幕の材質に関して競技場管理者の規則がある場合はこれに従うものとする。

### 5.2.3 室内競技場

#### 5.2.3.1 境界（周辺）ボード

- (i) 1段目：境界（周辺）ボードは、フィニッシングストレートに沿った（「フィニッシングストレートボード」）リバースカメラアングル、カメラブラインド側を含むトラックの外縁の周りに設置する。これはメインスタンド側カメラが映せず、バックスタンド側などに設置されたリバースカメラアングルのカメラが映せるホームストレート沿い外周に設置したボードを含む。それらは一定の高さで1列とする。トラックボードのすぐ後ろの2列目は認められていない。
- (ii) 2段目：境界（周辺）ボードには2段目が認められる。それらは一定の高さとする。
- (iii) 大きさ：境界（周辺）ボードの大きさは最大の高さ1mとする。

#### 5.2.3.2 インフィールドボード

- (i) 位置：インフィールドボードを設置する場合、インフィールドのいずれの箇所であっても、同様にストレートの長さに沿って、内側の縁から0.50m以上離して標準位置に設置する。
- (ii) 総計：インフィールドボードの最大の長さは総計30mまで認められる。
- (iii) 大きさ：インフィールドボードは最大長さ3m×高さ0.40mとする。インフィールドボードは無表示の支柱や台座を使って最大0.10mかさ上げして設置できる。支柱や基部を含めた地面から上部までの最大の高さは0.50mとする。

#### [国内] 広告幕

- (i) 位置：広告幕は壁面やフェンスに設置することができる。

- (ii) 段：広告幕は1段に制限される。しかし、競技場内の恒久的構造物に取りつけるものであれば、追加の広告段の設置が認められる。
- (iii) 大きさ：広告幕の大きさは原則として幅6m×高さ1mとするが、最大幅12m×高さ1.8m以内までは認められる。
- (iv) 素材：広告幕の材質に関して競技場管理者の規則がある場合はこれに従うものとする。

#### 5.2.4 室内競技場の競技者保護用マット

大会スポンサーロゴまたは大会ロゴは、60mの直走路の終わりにある競技者保護用マットに表示できる。そのような表示は最大の高さ1.5mで、最大幅はトラックの幅とする。

#### 5.3 競技会会場のウォームアップ場

境界（周辺）ボードをウォームアップ場に設置できる。その最大の高さは1.2mで一定の高さとする。

#### 5.4 カムカーペット（90度システム広告）

カムカーペットをトラックの表面やインフィールドに使用できる。メインカメラアングルからの相対的な外観の最大の高さは、1.2mとする。

#### 5.5 インフィールドの表面の広告

屋外の競技会会場では、大会ロゴ、大会スポンサーロゴあるいは大会主催者によって決定された第三者のロゴは、カーペットやその他の素材やインフィールドの表面に描いたり敷設したりすることができる。大会、大会スポンサーあるいは大会主催者によって決定された第三者のロゴのいずれか1つを表示する場合の最大の大きさは80m<sup>2</sup>、2つを表示するならロゴの最大の大きさは60m<sup>2</sup>とし、インフィールドの着地場所に配置したり妨げたりしないものとする。

### 6. 競技場外競技会でのマーケティング

#### 6.1 境界（周辺）ボード

- (i) 内容：境界（周辺）ボードには、ロゴや大会主催者によっ

て認められた大会スポンサー、大会、放送局の、または常に3.5項を条件として、大会主催者によって決定された第三者の、その他識別表示やコンテンツを表示することができる。

- (ii) 位置：境界（周辺）ボードはスタート地点、フィニッシュ地点および競技会のコース周辺に設置できる。
- (iii) 大きさ：境界（周辺）ボードの最大の高さは1.2mとする。
- (iv) 両面：境界（周辺）ボードの両面に広告を表示できる。
- (v) LEDテクノロジーが使用されている場合、solusおよび（または）共有 solus設定が許可される。

[国内] 広告ボード / 広告幕

- (i) 位置：広告ボード / 広告幕はコースに沿って一列に設置できる。
- (ii) 素材：広告ボード / 広告幕を支える構造は、いかなる天候、特に強風でも十分に広告ボード / 広告幕の重さを支えることができる堅固なものとする。
- (iii) 大きさ：広告ボード / 広告幕の最大の高さは1.2mとする。ただし、シリーズ / タイトルスポンサーは1.5mまで認められる。

[国内] 発着点となる競技場内の広告ボード / 広告幕は5.2.2.1項を適用する。

[国内] 発着点となる競技場内のインフィールドボードは競技運営上支障がない場合は、5.2.2.3項を適用する。

## 6.2 カムカーペット（90度システム広告） / 道路標示

カムカーペットはコースや道路に配置され、大会スポンサー、WA、大会、開催都市、放送局および上記3.5項を条件として、大会主催者によって決定された第三者のロゴを表示できる。メインカメラアングルからの相対的な外観の最大の高さは、1.2mとする。

## 6.3 その他の広告表示

既存のもの、あるいは今後開発されるものに関係なく、その他の広告看板、道路標識、アーチ、風船式のアーチ、座席装飾カバー、その他の表示方法などは、大会主催者の承認を条

件としてスタートエリアとフィニッシュエリアと同じように競技のコースの周囲（応援ゾーンなど）に配置することができる。このようなその他の広告看板には、大会主催者が決定した大会スポンサー、大会、開催都市、放送局、またはその他の第三者のロゴを表示できる。

- [国内] 競技運営上必要なサインボード（距離表示板等）に、高さ0.15m以内の広告を表示することができる。
- 6.3.1 [国内] 競技会においては、開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等を表示する形態のもの（協賛者名を表示したイベント開催時期の告知看板や歓迎装飾バナーを街灯等に添加したものなど）は、協賛者名等の表示の大きさは原則として表示面積の半分を超えないものとする。
- 6.3.2 [国内] 応援用のグッズ：公道上の観衆用に大会主催者等が準備する応援グッズは競技運営上支障がなく、終了後に投棄などが無いよう充分配慮すること。

## 7. 競技会で使用する備品・道具

### 7.1 競技会備品

#### 7.1.1 総則

- 7.1.1.1 2つの「WA 認証製品」ロゴを、WAのガイドラインに合致している競技会備品や投てき物（砲丸、円盤、やり、ハンマー）、バトンに表示できる。
- 7.1.1.2 競技備品は公式の大会仕様にブランド化してもよい。
- 7.1.1.3 プロバイダーや製造会社のロゴは、適用法で要求されているその他の識別表示を含めて、競技会備品や投てき物（砲丸、円盤、やり、ハンマー）、バトンに表示できる。

#### 7.1.2 砲丸、円盤、やり、棒高跳用ポール、ハンマー、クロスバー、アップライト、周回用ベル、スターティングブロック、レーン表示器

- 7.1.2.1 競技会で使用する砲丸、円盤、やり、棒高跳用ポール、



ハンマー、クロスバー、アップライト、周回用ベル、スターティングブロック、レーン表示器にはプロバイダーや製造会社のロゴを2カ所表示できる。表示の最大の高さは4cmとする。

7.1.2.2 クロスバー、アップライト、周回用ベル、スターティングブロックに大会スポンサーロゴを1つと、大会ロゴを表示できる。表示の最大の高さは4cmとする。

### 7.1.3 リレーバトン

プロバイダーあるいは製造会社のロゴを2つまで表示できる。表示の最大の高さは4cmとする。大会ロゴも表示できる。

### 7.1.4 着地用マット

7.1.4.1 プロバイダーあるいは製造会社のロゴと、1つの大会スポンサーロゴが合計4カ所着地用マットに表示できる。この表示は側面でなければならず、上面には表示できない。表示の最大の高さは30cmとする。

7.1.4.2 大会ロゴを着地用マットの上面そして側面に表示できる。表示の大きさはその着地場所に合った大きさとする。

### 7.1.5 ハードルと障害物競走用移動障害物

7.1.5.1 ハードルと障害物競走用移動障害物の両面に次のうち3つの表示ができる。

- (i) プロバイダー、または製造会社のロゴ
- (ii) 大会スポンサーロゴ
- (iii) 開催都市名
- (iv) 競技場名
- (v) 大会ロゴ

7.1.5.2 ハードルへの表示は最大の高さ5cm、障害物競走用移動障害物への表示は最大の高さ10cmとする。

### 7.1.6 踏切板

大会スポンサーロゴ、あるいは大会スポンサーであるプロバイダーまたは製造会社のロゴだけを踏切板の近くに配置することができる。

## 7.2 その他の備品

### 7.2.1 電子機器

情報を表示するために競技会で使用される電子機器（測定装置、時計、風力計、電子スコアボードなど）には、そのような機器を製造、サービス、または販売する大会スポンサーロゴを、そのような機器の両側面に表示できる。そのような表示の最大の高さは20cmとする。

### 7.2.2 情報表示盤

インフィールドのスコアボードは、競技会情報を知らせることに使用されている場合以外は、大会、WA、大会スポンサーのロゴ、ビデオやアニメーションを順番にインフィールドのスコアボードに表示できる。

## 7.3 放送、データ処理、情報技術機器

7.3.1 製造会社が大会スポンサーであるか、WAによって明示的に承認されているか、適用法で義務付けられている場合を除き、競技会会場で使用される放送、データ処理、および情報技術機器には、製造会社のロゴを表示しない。そのような機器には、大会ロゴまたは商業関連会社のロゴのいずれかが表示される。最大の高さは20cmとする。

## 7.4 傘、日よけ

7.4.1 競技エリアで使用する傘、日よけには大会ロゴを表示できる。および競技場内の競技では1つの商業関連会社のロゴを表示できる。競技場外の競技では1つ以上の大会スポンサーロゴを表示できる。最大の大きさは40cm<sup>2</sup>とする。

7.4.2 競技エリア内の計時 / 計測機器の日よけは、必要な場合、最大の高さ1.7m、最大の直径1.2mあるいは各側面の最大の幅1mの長方形のものを使用できる。計測機器を提供、サービス、販売する大会スポンサーロゴは1つ日よけに表示できる。最大の高さは40cmとする。

## 7.5 飲食物、ドリンク、スポンジステーション

7.5.1 飲食物、ドリンク、スポンジステーションの数と配置は、規則や規程と同様に関連する競技会の要件に従っていない

ければならない。

## 7.5.2 競技場内競技会

7.5.2.1 ドリンクステーションの最大の高さは1.4m、直径1m、長方形のドリンクステーションであれば各側面の最大幅は1mとする。ドリンクステーションの形状には、ドリンクの大会スポンサーが提供するドリンクのパッケージのデザイン（ボトルや缶など）を組み込むことができる。

7.5.2.2 大会スポンサーロゴは、ステーションの縁の周りに表示するか、長方形のステーションの場合は各側面に表示できる。そのような表示の最大の高さは40cmとする。

## 7.5.3 競技場外競技会

大会スポンサーロゴは、テーブルの周りのスカートや、ステーションに使用されているテーブルの上の日よけに表示できる。表示の最大の高さは20cm、全長は10mとする。

## 7.5.4 ステーションの人員

競技場外競技会では、規則や規程で特に規定されていない限り、ドリンクを提供する大会スポンサーのスタッフメンバー、またはその他の許可された人物がステーションから軽食、ドリンク、スポンジを配布する。ドリンクを提供する大会スポンサーロゴ、その他の商業関連会社のロゴ、大会ロゴ、または開催都市の名前は、軽食、ドリンク、および（または）スポンジを配布するステーションの人員の上半身の衣服に表示できる。その表示の最大の大きさは40cm<sup>2</sup>とする。

## 7.6 その他の備品

競技会会場で使用されるその他の技術機器の製造会社のロゴ、その他の商業関連会社のロゴ、大会ロゴ、または開催都市の名前は、そのようなその他の機器の両側に2ヵ所だけ表示できる。そのような表示の最大の高さは10cmとする。大会に関連する大会スポンサーではないプロバイダーまたは技

術機器の製造会社のロゴは、適用法で要求される識別表示を除いて、削除または遮蔽しなくてはならない。

## 8. 車両

### 8.1 総則

競技会会場で使用される車両は、その製造会社が商業関連会社でない限り、車両のモデルの標準シリーズ生産で表示されたものの以外の製造会社のロゴを表示できない。

### 8.2 追跡車両

競技場外の競技において競技を追跡する放送制作用車両は、大会ロゴまたは大会スポンサーロゴのどちらかを車の両側に表示できる。そのような表示の最大の高さは40cmでなければならない。

[国内] 道路運送車両保安基準により、フロントガラスおよび左右フロントドアガラスに貼付けすることはできない。

[参照] 道路交通法および道路運送車両法等の保安基準  
「車両のフロントガラス、左右フロントドアガラスに不透過物（70%以上光を遮断するもの）を貼ってはならない」

### 8.3 先導車 / 計時車

[国内] 車両表示：競技運営関係車両の前・後部に車両表示（審判長、報道など）を取り付けることができる。

8.3.1 大会スポンサーロゴは、先導車 / 計時車の両側・上部に1ヵ所ずつ表示できる。そのような表示の最大の高さは40cmとする。その表示は、レース中、すべての先導車 / 計時車で同じでなければならない。

[国内] その他の競技運営関係車両への表示は8.3.1項に準ずるものとする。

8.3.2 加えて、計時に関するサービスを提供する大会スポンサーは、先導車 / 計時車への1つの製品配置（先導車 / 計時車の上部にある時計の形の製品配置など）を許可される。先導車 / 計時車の時計の視認性を損なわないものとする。

#### 8.4 カーパレード

適用法に準ずることを前提に、大会スポンサーは、レース前の最初の先導車 / 計時車（「カーパレード」など）の前に、大会のコースを走行する車に製品配置という手法でその製品を搭載して走行させることができる。さらに、そのような車には、車の側面と上部に大会スポンサーロゴを表示できる。そのような表示の最大の高さは40cmとする。

#### 8.5 遠隔操作車両

大会ロゴ、大会スポンサーロゴ、WAのロゴ、および（または）プロバイダーのロゴは、ラジコン車両、ドローン、または競技会場で機器として使用されるその他の遠隔制御デバイスに表示できる。表示の最大の高さは10cmとする。

#### 8.6 ゴルフカート

競技会場で使用されるゴルフカートの両側に、大会ロゴまたは大会スポンサーロゴのどちらかを表示できる。表示の最大の高さは20cmとする。

### 9. 画面上の識別表示

テレビ等の現在または未来の技術で送信される競技会映像に、大会スポンサーロゴを表示できる（「画面上の表示」）。ただし、このような表示が適用法に従っている場合に限る。

### 10. デジタル技術の使用

- 10.1.1 ヴァーチャル広告を挿入するためのデジタル技術（現在知られている、または今後考案、開発、発明されるもの）を使用した広告は、認められるが、競技会の高潔性を妨げないよう適切な方法で行われなければならない。
- 10.1.2 ヴァーチャル広告は、競技会の視聴者の妨げとなってはならない。
- 10.1.3 ヴァーチャル広告は、競技会の前、最中、および後に、競技エリアの外と競技エリアの両方に表示できる。
- 10.1.4 ビブスへの適用を除き、競技会会場内のすべての人（観客、競技者、競技役員を含む）にヴァーチャル広告を表

示することを禁止する。

## 11. 一般的な執行

- 11.1 大会主催者は、大会での本規程の遵守、管理、解釈、監督を行う権限と任務を持つ代表者を指名するものとする。
- 11.2 大会主催者の命令に従わなかったり、競技役員が大会主催者の指定代理人の見解で必要とされる実行命令を拒否したりした場合、その人物または競技役員は、規則および（または）本規程に従って制裁の対象となる場合がある。

## 12. 紛争

本規程に起因または関連して発生する紛争は、最初に当事者（またはその代理人）と関連する WAS 競技会の大会主催者（またはその代理人）である最高経営責任者の間で解決される。

C7.5

競技会における広告および展示物に関する規程